

海外帰国生徒等入学者選抜実施要綱

令和８年度の海外帰国生徒等の入学者選抜は、東京都立高等学校の入学者の選抜方法に関する規則（平成５年東京都教育委員会規則第１号）に基づき、この海外帰国生徒等入学者選抜実施要綱（以下「本実施要綱」という。）の定めるところにより実施する。

なお、本実施要綱の対象となる海外帰国生徒対象の選抜を実施する都立高等学校（以下「都立高校」という。）は、三田高校、竹早高校、日野台高校及び国際高校であり、引揚生徒対象の選抜を実施する都立高校は、深川高校、光丘高校及び富士森高校である。また、在京外国人生徒等対象の選抜を実施する都立高校は、竹台高校、田柄高校、南葛飾高校、府中西高校、飛鳥高校、六郷工科高校、杉並総合高校、国際高校、一橋高校、浅草高校、荻窪高校及び砂川高校である。

I 海外帰国生徒対象

第 １ ４月入学生徒の選抜

I－第１－１ 海外帰国生徒対象・４月入学生徒の選抜日程

事 項		日 時	
出 願		インターネットを活用した出願（以下「インターネット出願」という。）を行い、かつその他出願に要する書類については、下記書類提出期間必着で、各都立高校に簡易書留郵便等により郵送したものを受け付ける。 〔入力期間〕 令和７年１２月１９日（金）から令和８年２月 ５日（木）午後５時まで ※ 入力期間とは、インターネット出願において、インターネット上の出願サイト（以下「出願サイト」という。）に志願者情報等を入力することができる期間のことである。以下、本実施要綱において同じ。 〔書類提出期間〕 令和８年 １月３０日（金）から２月 ５日（木）まで（必着） ※ 書類提出期間とは、出願サイトへの入力に加え、出願に要する書類を志願先の都立高校へ提出する期間のことである。以下、本実施要綱において同じ。	
志願 変更	入学願書取下げ	令和８年２月１２日（木）	午前９時 ～ 午後３時
	入学願書再提出	令和８年２月１３日（金）	午前９時 ～ 正午
学 力 検 査 等		令和８年２月１６日（月）	集合 午前８時３０分
合 格 者 の 発 表		令和８年２月１８日（水）	午前８時３０分（インターネット上の合否照会サイト（以下「合否照会サイト」という。）で発表） 午前９時３０分（校内掲示）
合格者の入学手続		令和８年２月１８日（水） ２月１９日（木）	午前９時３０分 ～ 午後３時３０分 午前９時 ～ 正午
実 施 高 校 名		三田高校、竹早高校、日野台高校、国際高校	

（注）都立高校の第一次募集・分割前期募集にも出願することができる。

I－第１－２ 募集人員

「令和８年度都立高等学校等第一学年生徒募集人員」に定める。

I－第１－３ 応募資格

海外帰国生徒対象の４月入学生徒の選抜に志願することのできる者は、日本国籍を有し、次の(1)から(4)までの全てに該当する者で、平成２３年４月１日以前に出生した者とする。

(1) 高等学校、特別支援学校の高等部、中等教育学校の後期課程又は高等専門学校に在籍していない者で、次のアからオまでのいずれかに該当する者

ア 学校教育法（昭和２２年法律第２６号）に規定する中学校、義務教育学校の後期課程、特別支援学校の中学部又は中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を令和８年３月に卒業又は修了（以下「卒業」という。）する見込みの者

- イ 中学校を卒業した者
- ウ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）（以下「施行規則」という。）第95条各号のいずれかに該当する者
- エ 令和8年3月31日までに、施行規則第95条第1号に規定する外国において学校教育における9年の課程（以下「現地校」という。）を修了する見込みの者
- オ 令和8年3月31日までに、施行規則第95条第2号に規定する文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設（以下「日本人学校」という。）の当該課程を修了する見込みの者
- (2) 東京都立高等学校入学者選抜実施要綱（以下「都立高校の実施要綱」という。）第2-3-1の②欄中のいずれかに該当する者
- なお、都内に志願者と同居する保護者（本人に対し親権を行う者であって、原則として父母、父母のどちらかがいない場合は父又は母のどちらか一方、親権を行う者が死別等でいない場合は後見人をいう。以下、本実施要綱において同じ。）については、以下の場合も含む。
- (ア) 保護者が父母である場合、父母のどちらか一方が特別の事情により帰国できないときは、父又は母のどちらか一方が帰国し、都内に志願者と同居すればよい。
- (イ) 特別の事情により保護者が帰国できず、志願者のみが帰国する場合は、保護者に代わる都内在住の身元引受人がいて、かつ、保護者（保護者が父母である場合は、父又は母のどちらか一方でよい。）が志願者の入学後1年以内に帰国し、都内に志願者と同居することが確実であること。
- (3) 保護者に伴って海外に在住している者又は在住していた者（保護者が父母である場合は、父母のどちらか一方に伴って海外に在住している者又は在住していた者でもよい。ただし、本人と同居していない父又は母は海外又は都内に在住している場合に限る。）
- (4) 次のアからウまでのいずれかに該当する者
- ア 保護者（保護者が父母の場合は、父母のどちらか一方でよい。ただし、本人と同居していない父又は母は海外又は都内に在住している場合に限る。以下、イ及びウにおいて同じ。）に伴った外国における連続した在住期間が2年以上3年未満の者（連続した2箇学年の課程を修了する見込みの者又は既に修了した者を含む。）で、入学日現在当該海外在住期間終了後1年以内の者。ただし、入学日現在当該海外在住期間終了後1年を超える者のうち、帰国日が令和7年3月1日以降の者については、入学日現在当該海外在住期間終了後1年以内とみなす。
- イ 保護者に伴った外国における連続した在住期間が3年以上4年未満の者（連続した3箇学年の課程を修了する見込みの者又は既に修了した者を含む。）で、入学日現在当該海外在住期間終了後2年以内の者。ただし、入学日現在当該海外在住期間終了後2年を超える者のうち、帰国日が令和6年3月1日以降の者については、入学日現在当該海外在住期間終了後2年以内とみなす。
- ウ 保護者に伴った外国における連続した在住期間が4年以上の者（連続した4箇学年の課程を修了する見込みの者又は既に修了した者を含む。）で、入学日現在当該海外在住期間終了後3年以内の者。ただし、入学日現在当該海外在住期間終了後3年を超える者のうち、帰国日が令和5年3月1日以降の者については、入学日現在当該海外在住期間終了後3年以内とみなす。

I-第1-4 出願手続

- (1) 中学校の校長（以下「中学校長」という。）及び日本人学校の校長の手続
都立高校の実施要綱第2-5-1を準用する。
- (2) 志願者の手続
- ア 出願に要する書類等
- (ア) 入学願書（学校所定の様式）
（インターネット出願では、志願者情報等をインターネット上の出願サイト（以下「出願サイト」という。）に入力する。）
- (イ) 自己PRカード（様式12）
- (ウ) 志願者及び保護者が海外に在住したまま出願する場合は、帰国等に関する申立書（様式応5）
- (エ) 海外における最終学校の成績証明書又はこれに代わるもの（現地校を修了したことが分かる卒業証明書等）
なお、中学校に在学している者又は既に卒業した者及び日本人学校卒業（見込み）者は調査書（様式10又は10-2）を提出する。
- (オ) 保護者が父母である場合、父母のどちらか一方が特別の事情により帰国できないときは、理由書（様式応7）及び父母のどちらか一方が帰国できない理由を証明する書類（海外における勤務証明書等）
ただし、都内の中学校を卒業する見込みの者は、理由書（様式応7）を提出する必要はない。

- (カ) 特別の事情により保護者が帰国できず、志願者のみが帰国する場合は、保護者に代わる身元引受人の身元引受人承諾書（様式応6）及び保護者が帰国できない理由を証明する書類（海外における勤務証明書等）
- (キ) 入学考査料 2, 200円
（出願サイト上での決済又は納付書による納付とする。納付書による場合は、所定の納付書により、納付書裏面に記載の納付場所で納付した領収証書の画像を出願サイトにアップロードする。やむを得ず所定の入学願書を用いる場合は、領収証書を裏面に貼り付けて提出する。）
- (ク) 応募資格の審査に要する書類（該当する者のみ）
- (ケ) その他海外生活を証明する書類等で当該都立高校の校長（以下「都立高校長」という。）が必要とするもの

イ 提出方法

- (ア) 都内の中学校に在学している志願者は、出願サイト上で志願者情報等の入力を行い、中学校長の承認を経て、入学願書の提出を行う。また、志願先の都立高校長宛てに、出願に必要な書類（入学願書を除く。）を、中学校長を通じて、書類提出期間内に必着するよう、簡易書留郵便等の追跡可能かつ対面で受け渡される方法により提出する。ただし、インターネット出願に係る入力方法の詳細は別に定める。
 - (イ) 前記(ア)以外の志願者は、出願サイト上で志願者情報等の入力を行い、入学願書の提出を行う。また、出願に要する書類（入学願書を除く。）を、書類提出期間内に必着するよう、都立高校長宛てに簡易書留郵便等の追跡可能かつ対面で受け渡される方法により提出する。ただし、インターネット出願に係る入力方法の詳細は別に定める。
 - (ウ) 前記(ア)及び(イ)の方法により出願することができないやむを得ない事情がある場合には、志願者は、志願する都立高校に連絡の上、出願に要する書類（入学願書を含む。）を、書類提出期間内に必着するよう、都立高校長宛てに簡易書留郵便等の追跡可能かつ対面で受け渡される方法により提出する。この場合、入学考査料は所定の納付書による納付とし、納付書裏面に記載の納付場所で納付した領収証書を入学願書の裏面に貼り付けた上で提出すること。
 - (エ) 出願受付期間内に到着するように郵送することができない等やむを得ない事情がある場合には、志願する都立高校に連絡の上で、持参により提出することを認めるものとする。
 - (オ) 入学願書提出後は、出願サイトへの入力内容及びその他出願に要する書類に係る記載事項の変更を認めない。
- (3) 受検票の交付
- 出願を受け付けた都立高校長は、出願サイトを通じて受検票を交付する。ただし、やむを得ない事情によりインターネット出願を行わなかった者に対しては、出願を受け付けた都立高校長が別途交付する。

I－第1－5 志願の変更

海外帰国生徒対象の4月入学生徒の選抜の志願者は、入学願書提出後、1回に限り海外帰国生徒対象の都立高校に志願変更をすることができる。ただし、入学願書の返却を受けた都立高校に再提出することはできない。

志願変更の手続は、都立高校の実施要綱第2－6－2を準用する。

I－第1－6 学力検査等の実施

(1) 検査教科等

国語（作文を含む。）、数学及び外国語（英語）の3教科並びに面接とし、各教科の満点は100点とする。

検査教科のうち、1教科（面接を含む。）でも受検しなかった者は、受検を放棄したものとみなす。ただし、正当な事由により、一部受検できなかった者は、受検したものとみなす。

(2) 集合時刻及び時間割

	開始時刻 ～ 終了時刻	時 間	検査教科等
集 合	午前 8時30分		
第1時限	午前 9時00分 ～ 午前 9時50分	50分	国 語
第2時限	午前 10時10分 ～ 午前 11時00分	50分	数 学
第3時限	午前 11時20分 ～ 午後 0時10分	50分	英 語
第4時限	午後 1時10分 ～		面 接

（注） 志願者が多い場合には、面接が2日間にわたる場合がある。

(3) 検査会場

受検票により指定する。

I－第1－7 問題作成

都立高校の実施要綱第2－8(1)及び(4)を準用する。ただし、作文については別に定める。

I－第1－8 選考

都立高校の実施要綱第2－10に準じて、当該都立高校長が定める。ただし、面接点の取扱いについては、別に定める。

I－第1－9 採点

都立高校の実施要綱第2－9を準用する。

I－第1－10 合格者の発表

(1) 発表方法

合格者の発表は、入学願書提出校における校内の掲示及び合否照会サイト上で行う。

(2) 合格通知書の交付

合格者には、合格通知書（様式22）を交付する。

(3) 合格通知書の交付期間

入学手続期間中とする。

I－第1－11 入学手続（入学確約書の提出）

都立高校の実施要綱第2－12を準用する。

I－第1－12 本人得点の開示及び学力検査における答案の開示等

都立高校の実施要綱第5を準用する。

第 2 9月入学生徒の選抜

I－第2－1 海外帰国生徒対象・9月入学生徒の選抜日程

事 項	日	時
出 願	令和8年7月 1日 (水)	午前9時 ～ 午後3時
	7月 2日 (木)	午前9時 ～ 正午
検 査	令和8年7月 8日 (水)	集合 午前8時30分
合 格 者 の 発 表	令和8年7月13日 (月)	午前9時
合格者の入学手続	令和8年7月13日 (月)	午前9時 ～ 午後3時
	7月14日 (火)	午前9時 ～ 正午
実 施 高 校 名	三田高校、竹早高校、日野台高校、国際高校	

(注) 国際バカロレアコースの9月入学生徒の選抜にも出願することができる。ただし、令和8年4月1日から同年8月31日までの間に、外国において学校教育における9年の課程を修了する見込みの者又は修了した者に限る。

I－第2－2 募集人員

「令和8年度都立高等学校等第一学年生徒募集人員」に定める。

I－第2－3 応募資格

海外帰国生徒対象の9月入学生徒の選抜に志願することができる者は、日本国籍を有し、次の(1)から(3)までの全てに該当する者で、平成23年4月1日以前に出生した者とする。

なお、既に実施された令和8年度東京都立高等学校入学者選抜に応募した者の出願は認めない。

- (1) 高等学校、特別支援学校の高等部、中等教育学校の後期課程又は高等専門学校に在籍していない者で、令和8年4月1日から同年8月31日までの間に、現地校（10年の課程を含む。）を修了する見込みの者又は修了した者
- (2) 保護者に伴って海外に在住している者又は在住していた者（保護者が父母である場合は、父母のどちらか一方に伴って海外に在住している者又は在住していた者でもよい。ただし、本人と同居していない父又は母は海外又は都内に在住している場合に限る。）
- (3) 保護者（保護者が父母の場合は、父母のどちらか一方でよい。ただし、本人と同居していない父又は母は海外又は都内に在住している場合に限る。）に伴った外国における連続した在学期間が2年以上の者（連続した2箇学年の課程を修了する見込みの者を含む。）で、保護者とともに都内に住所を有する者又は入学日までに住所を有することが確実な者のうち、入学後も引き続き都内から通学する者。ただし、都内に志願者と同居する保護者については以下の場合も含む。

ア 保護者が父母である場合、父母のどちらか一方が特別の事情により帰国できないときは、父又は母のどちらか一方が帰国し、都内に志願者と同居すればよい。

イ 特別の事情により保護者が帰国できず、志願者のみが帰国する場合は、保護者に代わる都内在住の身元引受人がいて、かつ、保護者（保護者が父母である場合は、父又は母のどちらか一方でよい。）が志願者の入学後1年以内に帰国し、都内に志願者と同居することが確実であること。

I－第2－4 出願手続

本実施要綱I－第1－4(2)及び(3)を準用する。ただし、インターネット出願は行わないため、出願に要する書類等の提出は全て紙で行い、入学検査料は志願する都立高校の窓口において、現金で納付する。

I－第2－5 検査の実施

(1) 検査内容

作文及び面接とする。

なお、言語については、それぞれの検査において日本語又は英語のどちらかを選択することができる。

作文又は面接を受検しなかった者は、受検を放棄したものとみなす。ただし、正当な事由により、一部受検できなかった者は、受検したものとみなす。

(2) 集合時刻及び時間割

	開始時刻 ～ 終了時刻	時 間	検査内容
集 合	午前 8 時 3 0 分		
第 1 時限	午前 9 時 0 0 分 ～ 午前 9 時 5 0 分	5 0 分	作 文
第 2 時限	午前 1 0 時 1 0 分 ～		面 接

(3) 検査会場

受検票により指定する。

I－第2－6 問題作成

問題作成に関する事項は、別に定める。

I－第2－7 選考

選考の方法等については、別に定める。

I－第2－8 採点

都立高校の実施要綱第2－9(1)から(5)までを準用する。

I－第2－9 合格者の発表

(1) 発表方法

入学願書提出校において校内に掲示する。

なお、都立高校長は、本実施要綱 I－第2－1 に定める合格者の発表日時以降、合格者の受検番号の一覧を当該都立高校のホームページへ掲載する。

(2) 合格通知書の交付

合格者には、合格通知書（様式22）を交付する。

(3) 合格通知書の交付期間

入学手続期間中とする。

I－第2－10 入学手続（入学確約書の提出）及び本人得点の開示

都立高校の実施要綱第3－12及び第5－1を準用する。ただし、第5－1－2(2)でいう交付の開始時期は、合格者の入学手続締切日の翌日とする。

第 3 その他

- 1 施行規則第95条第5号に規定する学力認定は、本実施要綱の定める検査の成績により行う。
- 2 応募資格に違反し、又は必要書類の重要事項の誤記、不備その他事実と反する記載により入学したと認められる者は、入学を取り消すものとする。
- 3 4月入学生徒の選抜に出願する者は、都立高校の第一次募集・分割前期募集に併せて出願することができる。ただし、海外帰国生徒対象の選抜の合格者は、第一次募集・分割前期募集に出願していても、受検を認めない。
- 4 4月入学生徒の選抜に出願する者は、都立高校通信制課程の前期選抜に出願することができない。
- 5 9月入学生徒の選抜に出願する者は、国際バカロレアコースの9月入学生徒の選抜に併せて出願及び受検することができる。ただし、国際バカロレアコースの選抜の合格者は、海外帰国生徒対象の選抜における選考の対象としない。
- 6 本実施要綱に定めるもののほか、必要な事項は、都立高校の実施要綱の規定を準用する。